平成２５年（フ）第２６０号
宮崎市大島町原ノ前1417番地２　第２石川コーポ102号
債務者　嘉見　夕子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５９号
福井県鯖江市入町第14号10番地34
債務者　大塚　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
福井県勝山市旭町３丁目107番地１、旧住所福井県あわら市田中々第３号25番地７　ファミール芦原
債務者　舘太一美こと　舘太　心淳
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
福井市江端町第37号18番地２　江端団地２―413
債務者　野中　国広
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
福井県坂井市丸岡町今福第12号22番地
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
福井県鯖江市北野町２丁目15番21号、旧住所和歌山市北出島12番地の10
債務者　金子さい美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
福井市照手１丁目５―４、住民票上の住所福井市照手１丁目５番７号
債務者　中川惠美子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
長野県松本市村井町南１丁目５番31号
債務者　宮澤　梅子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１４８４号
名古屋市守山区八反８番35号　宝マンション瓢箪山306号
債務者　織田　加代
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７１９号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅１棟310号
債務者　平松　義信
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５号
徳島県海部郡海陽町久保字板取176番地１　南海ハイツＢ102
債務者　角田　有紀
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第２１５号
大分市敷戸北町17番６―101号
債務者　渡邉　徳浩
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１６号
大分市敷戸北町17番６―101号
債務者　渡邉　美保
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２０号
大分市東大道１丁目８番34―306号　明日香大分駅南
債務者　渡辺富士美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７８号
大分市大字荏隈1316番地の６
債務者　重松　絢子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４号
富山市本郷町19番地１　レオパレス21本郷Ａ107号
債務者　井上　宏一
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４８号
富山市黒瀬624番地６　タカノ黒瀬ハイツ106号
債務者　谷川　博之
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
富山地方裁判所民事部